

### 1. 調査手続の改善

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
2次調査の申出、調査結果の開示に関する対応	被災者に <u>1次調査と2次調査の相違点等</u> を理解いただくための <u>リーフレット案</u> を作成

主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次調査と判定が異なる場合、基本的には第2次調査の判定結果で罹災証明書が交付される旨について、運用指針にも記載すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1次調査、第2次調査、再調査と調査が行われた場合、基本的には最後に行われた調査に基づく判定結果が当該住家の被害の程度となる旨を指針に記載</li> </ul> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3</span> p.9,11,14,16,22,24,28,32,36,41,46参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>水害用のリーフレットにおいて、応急危険度判定に関する記載は不要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害用のリーフレット案を修正</li> </ul> ⇒ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span> 参照
<ul style="list-style-type: none"> <li>水害用のリーフレットにおいて、自己判定方式に関する記載はもう少し水害時を想定した内容とすべきではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>水害用のリーフレット裏面の第1次調査の写真は、床上のレベル等がわかりやすい写真の方がよい。</li> </ul>	

## 第2回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

### 2. 1次調査の適正化 / 3. 2次調査の迅速化・適正化

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
液状化被害を受けた住家の判定基準の見直し	3点の判定基準の見直し案を作成 ①床の傾きの評価方法の見直し ②不同沈下による基礎の損傷程度の評価方法の見直し ③被害認定調査の迅速化（1次調査における判定方法の拡充）
主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>床の傾斜の測定方法について、動画等でやり方を示すことはできないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷程度の例示へ測定方法のイメージを掲載。更なる環境整備については今後検討 ⇒資料4 p.4-6,4-14参照</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>表現として、「不同沈下による傾斜」とした方が適切ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針における不同沈下に係る記載ぶりを修正 ⇒資料3 p.38~40,42,44~47参照</li> </ul>
（その他）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針の改定内容にあわせ、調査票の見直し案を作成 ⇒資料5-1 資料5-2</li> <li>気泡管水平器により1/100以上の傾斜の有無しか計測できない（具体的な傾斜値が判断できない）場合を想定し、床の傾斜の測定方法を補足（ある壁面の2箇所以上で1/100以上の傾斜が確認できれば、床の傾斜は1/100以上と判断して差し支えない旨を補足） ⇒資料3 p.39,40,42参照</li> </ul>

（第1回資料の抜粋）

対応策	対応状況
損傷程度の例示の充実・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷程度の例示へ掲載すべく、液状化による損傷の写真を収集中</li> </ul>
主な指摘事項	対応（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の液状化や不同沈下の事例の例示を充実させていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の液状化、不同沈下の事例等について、「損傷の例示」に掲載 ⇒資料4 p.4-7,4-15,4-18参照</li> </ul>

## 第2回検討会における主な指摘事項とその対応（案）

### 5. リモート判定等の活用促進 / その他

（第2回資料の抜粋）

対応策	対応状況
<u>写真判定を行う場合の調査フロー</u> の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>運用指針では「航空写真」を活用する場合が前面に記載されているところ、ドローンや応急危険度判定時に撮影された写真等を活用して「全壊」判定することもあり得る旨を明示してはどうか。</li></ul>

主な指摘事項	対応（案）
—	<ul style="list-style-type: none"><li>指針の改定内容にあわせ、損傷程度の例示における記載を修正 ⇒資料4 p.0-2参照</li></ul>

（第2回資料の抜粋）

概要	検討の方向性（イメージ）
令和7年11月12日付事務連絡の内容について	水害時の1次調査における留意事項として周知した内容について、基準の趣旨を明らかにするという観点で、運用指針においても記載してはどうか。

主な指摘事項	対応（案）
—	<ul style="list-style-type: none"><li>指針の改定内容にあわせ、損傷程度の例示における記載を修正し、調査票の見直し案を作成 ⇒損傷程度の例示 資料4 p.2-7参照 ⇒調査票 資料5-3</li></ul>